

宝善院墓地 永代供養墓 使用規程

宝善院（以下当院）の永代供養墓（禅林壇、観音墓）とは、墓所永代使用料と永代供養料を一括納付していただく事で、当院が永代に亘り護持管理と供養をする墓所である。

- 1 条 本規程は、当院の永代供養墓（以下施設）について定めたものです。
- 2 条 本施設は、埋葬及び供養や礼拝の為の墓所です。
- 3 条 施設に土葬はできません。埋葬の際には市区町村長発行の埋火葬許可証明書、改葬の際には改葬許可証を当院へ提出してください。
- 4 条 永代供養墓の使用及び永代供養を希望の方は、指定の申請書に所要事項を記入し当院へ提出してください。
- 5 条 お支払いの際は、当院指定口座にお振込ください。
- 6 条 払込代金受領後に、永代供養之証を郵送いたします。
- 7 条 施設の建立後は、本堂や施設を利用し回忌法要等の法事を行う事が出来ます。院内での法要は当院住職が行います。
- 8 条 施設ならびに永代供養之証は祭祀継承者に承継できますが、相続人以外の第三者に譲渡することはできません。
- 9 条 施設の保全・管理は当院が行いますが、各家墓所付属品の紛失や破損等に伴う補修、ご戒名（又は俗名）等埋葬者記録の彫刻につきましては名義人の負担になります。
- 10 条 震災など天変地異が原因で施設が倒壊した際には当院が現状復帰に務めますが破損部分の交換は致しません。
もしも名義人が破損部分の交換を希望した場合には、費用は名義人の負担になります。
- 11 条 施設の存続につきましては一定の期限はありません。ただし、将来に石材の風化等で施設が著しく損傷し施設の保全を継続できないと当院が判断した際には、墓地埋葬等に関する法律による手順に従い名義人に告知いたします。
その後は、抜魂法要の後に施設を撤去し永代管理を終了いたします。
施設に埋葬されているご遺骨（または土）は、合祀墓に移し合葬させていただきます。
また、施設を撤去した後は埋葬や墓参は出来ません。
- 12 条 施設には何名様でも埋葬していただけますが、初期費用には、あらかじめ2名様永代供養料が含まれています。2名様を超える埋葬を希望される場合には当院へ申し出てください。その際には別紙申請書に定めた永代供養料をお支払いください。
- 13 条 施設に埋葬の方には、毎年3月と9月に総回向法要を行い永代供養いたします。
- 14 条 施設の利用を放棄する場合は、その旨を当院へ届け出ください。
但し、放棄された場合には、既納の費用は一切返還いたしません。
- 15 条 著しく近隣の迷惑になるような行為があった場合には、施設の使用を取り消します。
- 16 条 将来墓地埋葬等に関する法律改正等の理由で、本規程も改正することがあります。

以上

2018年2月19日改定